

平成 2 5 年度第 4 回 防府市子ども・子育て会議資料

家庭的保育事業等（地域型保育事業）の
設備及び運営に関する基準について

平成 2 6 年 3 月 2 5 日

健康福祉部 子育て支援課

地域型保育事業の種類

事業	概要
①家庭的保育事業	保育を必要とする乳児・幼児（満3歳未満）を家庭的保育者（市が行う研修を修了した保育士等）が居宅その他の場所において、保育を実施する事業（定員：5人以下）
②小規模保育事業	保育を必要とする乳児・幼児（満3歳未満）を保育することを目的とする施設において、保育を行う事業（定員：6人以上19人以下）
	3類型にて実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ A型：保育所分園に近い類型 ・ B型：AとC型の間隔的な類型 ・ C型：グループ型小規模保育に近い類型（グループ型家庭的保育）
③居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳児・幼児（満3歳未満）を住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施する事業（定員：1対1）
④事業所内保育事業	保育を必要とする従業員及び地域住民の乳児・幼児（満3歳未満）を事業所等において、保育を行う事業。（定員：定めなし）

【参考】市内にある認可外保育施設

※平成25年3月1日現在（ひよこキッズは、平成25年4月1日認定）

区分	施設名	所在地	通常開所	時間外	対象年齢	届出定員	現員
一般認可外	ほいくえんでゅえっと	大字鈴屋 1275-1	7:30~18:00	7:00~20:00	3ヶ月~6歳	20	13
一般認可外	キッズステーション	八王子 2-5-1	7:00~2:00	—	3ヶ月~9歳	35	25
一般認可外	山口県高等自動車学校託児所	大字浜方 58	9:00~16:30	—	1歳~	3	0
一般認可外	まりふキッズ(認定こども園鞠生幼稚園)	華浦 2-2-1	7:30~19:00	—	6ヶ月~2歳	36	15
一般認可外	たたらキッズ(認定こども園多々良幼稚園)	大字大崎 161-2	7:30~15:30	15:30~18:30	2歳~3歳	20	11
一般認可外	ひよこキッズ(認定こども園松崎幼稚園)	天神 2-5-22	7:30~14:30	—	2歳	12	
事業所内	双葉保育所(防府消化器病センター)	駅南町 13-30	7:30~17:30	—	0~3歳	20	9
事業所内	三田尻病院託児所	お茶屋町 3-27	8:00~18:00	18:00~19:00	0~2歳	設定なし	9
事業所内	なかよし保育園(山口県立総合医療センター)	大字大崎 113	7:30~18:15	18:15~20:00	2ヶ月~6歳	40	27
事業所内	防府リハビリテーション病院院内保育所	大字台道 1634-1	7:35~19:00	19:00~1:00	0~2歳	30	14
事業所内	松本外科病院院内保育所	天神 2-1-44	8:00~18:00	18:00~19:30	3ヶ月~4歳	設定なし	9
事業所内	きらきらぼし(かわもと眼科)	駅南町 8-38	8:00~18:30	—	3ヶ月~3歳	—	4

地域型保育事業の市町村で定める基準の内容について

項目			従／参
職員数・資格要件に関すること	保育従事者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育従事者の資格 ・ 有資格者の割合 	従
	職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育に必要な職員数 	従
	調理職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調理員の配置 	参
設備・面積基準に関すること	設備及び面積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児室、ほふく室、保育室等の面積基準 	参
	屋外遊戯場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積基準 	参
	調理設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調理設備の基準 	参
	耐火基準等		参
その他	給食	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自園調理 ・ 連携施設等からの搬入 	参
	連携施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携施設の設定 ・ 嘱託医の設定 	参
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校就学前子どもの適切な処遇の確保 ・ 秘密の保持等 ・ 小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの 	従

(注) 事業によって、定める基準の項目は異なります。

※ 従・・・制定に当たって国が定める省令に「従うべき基準」 参・・・現段階で国が定める省令に「参酌すべき基準」

家庭的保育事業

※ 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目		現時点で検討されている国の基準	従/参	本市の基準案	基準案に対する本市の考え方
保育従事者 (資格)		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※市長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者 	従	⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を本市の基準とする。
職員数		<ul style="list-style-type: none"> ・0～2歳児 3人につき1人 ※補助者を置く場合、5人につき2人 	従		
設備及び面積		<ul style="list-style-type: none"> ・保育を行う専用居室 ・面積 1人 3.3㎡ 部屋自体は9.9㎡以上が必要 	参		
屋外遊戯場		<ul style="list-style-type: none"> ・同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭（付近の代替地可） ・面積 1人 3.3㎡（2歳児） 	参		
給食	給食	<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理 ※連携施設等からの搬入可（社会福祉施設、病院を含む） 	参		
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備 	参		
	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員を配置 (保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的補助者で対応可) ※連携施設等からの搬入を行う場合不要 	参		
耐火基準等		<ul style="list-style-type: none"> ・上乗せ規制なし 	参		

※ 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目	現時点で検討されている国の基準	従/参	本市の基準案	基準案に対する本市の考え方
連携施設	<ul style="list-style-type: none"> ・連携施設の設定が必要 ※経過措置あり (※1) <連携の内容について> ①保育内容の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・給食に関する支援 ・嘱託医 (健康診断) ・園庭開放 ・合同保育 ・後方支援 ・行事への参加 など ②卒園後の受皿 	参	⇒省令通り	<p>連携内容については、国において検討中であるが、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を本市の基準とする。</p>
嘱託医	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能 	参		<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を本市の基準とする。</p>

※1 連携施設の確保・設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間、市町村は、連携施設の設定を求めないことができる。

市町村で定める「認可基準」について

小規模保育事業

※ 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目	現時点で検討されている国の基準	従／参	本市の基準案	基準案に対する本市の考え方
保育従事者 (資格)	<p>A型（分園型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士 ※0～2歳児を4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる <p>B型（中間型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士 1/2 以上（保育士以外には必要な研修を実施） ※0～2歳児を4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる <p>C型（グループ型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育者（+家庭的保育補助者） 	従	⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を本市の基準とする。
職員数	<p>A型（分園型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳児 3人につき1人 ・ 1・2歳児 6人につき1人 ※保育従事する職員を1人追加配置とする（1・2歳児に限る） <p>B型（中間型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳児 3人につき1人 ・ 1・2歳児 6人につき1人 ※保育従事する職員を1人追加配置とする（1・2歳児に限る） <p>C型（グループ型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0～2歳児 3人につき1人 ※補助者を置く場合、5人につき2人 	従		

※ 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目	現時点で検討されている国の基準	従/参	本市の基準案	基準案に対する本市の考え方
設備及び面積	A型、B型 ・乳児室又はほふく室 0・1歳児 面積 1人 3.3㎡ ・保育室 2歳児 面積 1人 1.98㎡ C型 ・乳児室/ほふく室 0・1歳児 面積 1人 3.3㎡ ・保育室 2歳児 面積 1人 3.3㎡	参	⇒省令通り	小規模保育事業等については、地域の実情に応じて多様なスペースを活用して機動的に待機児童の解消を行うことを目的とした事業であり、その特性上特段に国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないので、国基準を本市の基準とする。
屋外遊戯場	A型、B型、C型 共通 ・屋外遊戯場（付近の代替地可） ・面積 1人 3.3㎡（2歳児）	参	⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を本市の基準とする。
給食	A型、B型、C型 共通 ・自園調理 ※連携施設等からの搬入可（社会福祉施設、病院を含む）	参		
	A型、B型、C型 共通 ・調理設備	参		
	A型、B型、C型 共通 ・調理員を配置する。 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	参		

※ 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目	現時点で検討されている国の基準	従／参	本市の基準案	基準案に対する本市の考え方
耐火基準等	A型、B型、C型 共通 ・上乗せ規制あり ※保育室等を2階以上に設置する場合は、耐火・準耐火建築物 (注) 追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③手すり等の乳幼児の転落事故防止設備	参	⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を本市の基準とする。
連携施設	A型、B型、C型 共通 ・連携施設の設定が必要 ※経過措置あり <連携の内容について> ①保育内容の支援 ・給食に関する支援 ・嘱託医（健康診断） ・園庭開放 ・合同保育 ・後方支援 ・行事への参加 など ②卒園後の受皿	参		
嘱託医	・嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能	参		

居宅訪問型保育事業

※ 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目	現時点で検討されている国の基準	従／参	本市の基準案	基準案に対する本市の考え方
保育従事者 (資格)	・必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者	従	⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を本市の基準とする。
職員数	・0～2歳児 1人につき1人	従		
設備及び面積	・設備・面積基準を設けない	参		
屋外遊技場	・設備・面積基準を設けない	参		
給食	・調理及び食事の提供は行わない	参		
耐火基準等	・事業の特性を踏まえ規制なし（ただし相手方の居宅における消火器や避難経路の確認等を求めるよう促す）	参		
連携施設	・連携施設の設定は一律には求めない ※障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合、それに関するバックアップ等の形で必ず設定を求めていく。	参		

事業所内保育事業

※ 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目		現時点で検討されている国の基準	従/参	本市の基準案	基準案に対する本市の考え方
保育従事者（資格）		<ul style="list-style-type: none"> ・定員20名以上 認可保育所と同様 ・定員19名以下 小規模保育（A型、B型）と同様 	従	⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を本市の基準とする。
職員数		<ul style="list-style-type: none"> ・定員20名以上 認可保育所と同様 ・定員19名以下 小規模保育（A型、B型）と同様 	従		
設備及び面積		<ul style="list-style-type: none"> ・0・1歳児 乳児室又はほふく室 ・2歳児 保育室 ・定員20名以上 認可保育所と同様 ・定員19名以下 小規模保育（A型、B型）と同様 	参		
屋外遊技場		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外遊戯場（付近の代替地可） ・面積 1人 3.3㎡（2歳児） 	参		
給食	給食	<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理 ※連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む 	参		

※ 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目		現時点で検討されている国の基準	従/参	本市の基準案	基準案に対する本市の考え方
給食	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・定員20名以上調理室 ・定員19名以下調理設備 	参	⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を本市の基準とする。
	職員	・調理員を配置する。 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	参		
耐火基準等		・小規模保育事業を踏まえ、国において検討を進めている	参		
連携施設		<ul style="list-style-type: none"> ・連携施設の設定が必要 ※保育内容の支援に関して、19名以下の規模の場合は小規模保育事業と同様、連携施設の設定を求める ※地域枠に関しては卒園後の受け皿に係る連携施設の設定を求める。 また、従業員の子どもについては必ずしも設定を求めない 	参		
嘱託医		・嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能	参		
地域枠の子どもの受け入れ		下表の「地域枠の定員」以上とすること	参		

<定員設定例>

定員区分	地域枠の定員	目安
1名～10名	1名～5名	家庭的保育事業×1ヶ所程度
	6名・7名	
	8名～10名	
11名～20名	11名～15名	家庭的保育事業（補助者付き）×1ヶ所程度
	16名～20名	
21名～30名	21名～25名	小規模保育事業（下限）1ヶ所+1名程度
	26名～30名	
31名～40名	10名	認可保育所の半分程度（特例保育所と同程度）
41名～50名	12名	小規模保育事業（下限）×2ヶ所
51名～60名	15名	家庭的保育事業（補助者付き）×3ヶ所程度
61名～70名	20名	認可保育所（下限）×1ヶ所程度（以下20名で固定）

